

## 令和8年度第1回花巻市行政不服審査会 会議録

### 1 開催日時

令和8年4月10日（金） 午前11時00分～午前11時20分

### 2 開催場所

花巻市役所本館3階 302・303会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員 9名（五十音順）

伊藤 今子 委員（税理士）  
植村 拓也 委員（土地家屋調査士）  
熊谷 嘉哉 委員（元花巻市職員）  
佐々木 賢二 委員（花巻商工会議所専務理事）  
田端 裕子 委員（司法書士）  
西村 あかね 委員（行政書士）  
藤本 幸二 委員（岩手大学教授）  
前田 毅 委員（弁護士）  
松本 良啓 委員（弁護士）

#### (2) 事務局（総合政策部総務課） 5名

伊藤 昌俊 総合政策部長  
久保田 謙一 総務課長  
佐々木 潔 総務課長補佐  
阿部 ゆうみ 総務課法規文書係長  
八重樫 泰成 総務課法規文書係主査

### 4 議題

- (1) 会長及び会長職務代理者の選出について
- (2) その他

### 5 議事録

(久保田総務課長) 本日は、ご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。総務課長の久保田と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それではただいまより、花巻市行政不服審査会委員委嘱状交付式を始めさせていただきます。

小原市長より委嘱状を交付いたします。

名前をお呼びいたしますので、その場にご起立いただき委嘱状をお受け取りください。

《市長より、委員9名に委嘱状を交付》

(久保田総務課長) それではここで、小原市長よりご挨拶を頂戴いたします。

(小原市長) 花巻市長の小原でございます。

本日は、ご多用のところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

この度は、花巻市行政不服審査会委員をご承引をいただきまして、誠にありがとうございます。

本審査会は、行政不服審査法の改正によりまして、平成28年4月1日に設置された附属機関でありまして、行政庁の処分又はその不作為についての、審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるために、審査庁の判断の妥当性をチェックする機能を担っていただいております。

委員の皆様につきましては、法律又は行政に関して優れた識見を有する方々として、4名の方を再任させていただき、5名の方を新たに選任させていただきました。

任期につきましては、本年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

本審査会の昨年度の開催状況は、審査請求1件に対しまして、2回の審査会を実施し、答申をいただいたところではありますが、審査に携わっていただいた委員の皆様方には慎重な審査を行っていただいたことに、改めて感謝を申し上げます。

本年度においても、審査請求があった際には、慎重なご審議をよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(久保田総務課長) 以上をもちまして、花巻市行政不服審査会委員委嘱状交付式を終了させていただきます。

引き続き、花巻市行政不服審査会を開催いたしますが、小原市長はここで退席させていただきます。

(久保田総務課長) それではただいまより花巻市行政不服審査会を開会させていただきます。

早速ですが、議事に入らせていただきます。本日の議題は会長及び会長職務代理者の選出についてでありますので、会長が選出されるまでの間、総合政策部長が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(伊藤総合政策部長) 総合政策部長の伊藤でございます。ただ今委嘱状の交付をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速ですが、議事に入ります。恐れ入りますが、座って進行させていただきます。

会長及び会長職務代理者の選出の議事の前に、行政不服審査法の概要、本審査会の役割等について説明をさせていただきます。事務局より説明いたします。

《事務局より、行政不服審査法の概要、審査会の役割等について説明》

(伊藤総合政策部長) ただいま、行政不服審査法の概要、本審査会の役割等について説明をさせていただきましたが、この点何か、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり。)

それでは、議事に入らせていただきます。議事の1番、会長及び会長職務代理者の選出を行います。

会長の選出につきましては、資料No.2花巻市行政不服審査法施行条例第9条第1項の規定に基づきまして、委員の互選により定めると規定されてございます。

本日は、新しい任期での委員の皆様のご就任後初めての会議でありますので、委員の皆様方の互選により、会長及び会長職務代理者の選出を行うものであります。どうぞよろしく願いいたします。

これより、会長の選出を行います。立候補はございますでしょうか。

ないようでしたならば、事務局案を提案させていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(伊藤総合政策部長) ありがとうございます。

それでは事務局から提案をお願いします。

(事務局) 事務局案として、会長を前田毅委員にお願いしたいと考えております。

(伊藤総合政策部長) ただいま事務局の方から会長に前田毅委員の提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(伊藤総合政策部長) それでは、異議なしと認めますので、前田毅委員を会長に決定いたします。

新会長におかれましては、会長席にご移動をお願いいたします。

ここで、選任されました前田毅会長よりごあいさつをいただき、条例の規定に基づき、以降の議事進行を会長にお願いいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(前田会長) ただいま会長に選出されました、弁護士の前田と申します。初めまして、よろしく願いいたします。

行政手続に関しては、あまり詳しくはないものですから、お集まりいただいた皆様方のご経験、ご見識を携わりながらですね、適切な諮問に対する答申、議事運営をしていきたいと思っています。2年間、皆様よろしく願い

いたします。

それでは、議事の方を進めさせていただきたいと思います。会長職務代理者の選出を行います。花巻市行政不服審査法施行条例第9条第3項に「会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」と規定されています。

つきましては、松本良啓委員を会長職務代理者に指名いたします。

松本良啓委員におかれましては、よろしくお願ひいたします。

本日の議事は以上でございます。議事の3、その他ですけれども、事務局より他になにかございますか。

《事務局より、通帳及びマイナンバーカードの写しの提供についての事務連絡》

(前田会長) 委員の皆様からは何かございますでしょうか。

(藤本委員) この行政不服審査会委員であるということは、公開されているものでしょうか。

(事務局) 委員の名簿自体をホームページ等で公開はしていませんが、非公表とされるものではございません。

(久保田総務課長) 補足ですが、委員につきましては、名簿は作成しておりますが、率先してホームページ等には掲載しておりません。組織があるというものはありますが、委員がどなたかというのは載せておりません。もし聞かれればこの方が委員になっているということは、隠すものではないということはお承知いただければと思います。

(前田会長) 委員であるということを公表することに問題はないということでしょうか。

(久保田総務課長) 問題ありません。

(前田会長) 他に委員の皆様から何かありますかでしょうか。

(「なし」の声あり。)

(前田会長) それではこれをもちまして、花巻市行政不服審査会を閉会させていただきます。ありがとうございました。